

「医療アラート」を解除します

令和5年2月10日

長野県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨等

第8波における本県の確保病床使用率は、11月27日及び12月4日に70.8%まで上昇しましたが、医療・介護従事者の皆様のご尽力や県民の皆様のご協力により、昨日時点では20.6%まで低下しています。

また、院内感染などによる確保病床以外への入院者数は、12月4日に382人まで増加しましたが、昨日時点では37人まで減少しています。

確保病床使用率が安定的に25%を下回り、医療提供体制への負荷が軽減されたものと認められることから、「医療特別警報」を解除します（基準を下回っているため、「医療警報」は発出しません。）。

なお、県としては、引き続き、第8波の収束に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更も見据え、県民の皆様の命と健康を守るための取組を全力で進めてまいります。

2 県としての対応

- (1) 医療・介護現場への支援を継続して行います。
 - ・ 集団感染発生時のクラスター対策チーム等の派遣
 - ・ 「ながのけん医療・介護従事者応援プロジェクト」（クラウドファンディング）の実施
 - ・ 高齢者施設への検査キットの配布
 - ・ 高齢者施設がサービスを継続するためのかかり増し経費への補助 など
- (2) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、別紙「医療アラート解除に伴うメッセージ」に沿った行動をお願いします。
- (3) 事業者の皆様は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、最新の業種別ガイドラインに沿った対策をお願いします。

【参考】医療アラートの発出基準

アラートの種類	医療非常事態宣言	医療特別警報	医療警報
確保病床使用率の目安	50%以上	35%以上	25%以上

※この他、重症者用病床に係る基準あり